

# 9 | 研究倫理

研究者が必ず守らなければならないことが研究倫理です。  
責任ある誠実な行動で研究に臨む姿勢が必要です。

- 本学で研究活動を行う研究者（学生・教職員）は、「研究不正」を行わないよう「研究倫理」を十分に配慮し、責任ある行動をとらなければなりません。
- 研究者（学生・教職員）は、常に「学問的誠実性」（アカデミック・インテグリティ）を持って研究に臨む必要があります。

## 1 研究論理とは

- 研究者が研究するうえで、必ず守る必要がある「規範」のことです。研究倫理には、大きく分けて2つの視点があります。1つは「研究を行ううえでの倫理」、もう1つは「研究業績に関する倫理」です。

## 2 研究を行ううえでの倫理

- 研究を行う際、実験・調査研究でデータを「ねつ造」や「改ざん」することは、どんな背景や理由があっても、決して許されるものではありません。
- データの信頼性や「ねつ造」・「改ざん」といった研究不正を疑われたときの対処としては、まず、データの信頼性を担保するために、日常的に研究の記録をしっかりととておくことが肝要です。いわゆる「実験ノート」、「研究ノート」や「論文ノート」を作成し、実験や調査の一次データ、実験方法・調査手法の開示が求められた場合に、速やかに対応できるように備えておくことは、研究者の研究に対する基本的な姿勢であり、責務といえます。
- こうした記録を整えておかないと、執筆した論文の主張を支えるエビデンス（証拠）を、必要十分に示すことができないこともあります。
- また、データ解析の際に、論文での主張に不都合なデータであるいわゆる「外れ値」を、適切な手続きを経ずに、「安易に」解析対象から除外してしまうことも大きな問題です。これも場合によっては「改ざん」と解釈され、研究不正があったと評価される可能性があります。

## 3 研究業績に関する倫理

- 研究業績とは、研究者個人または共同研究者、研究グループやプロジェクトが研究を行い、学会、研究発表会、雑誌、書籍等を通じて発表した研究の成果のことです。
- 研究者が、研究成果を著作物（文章、図表、画像等）としてまとめた場合には、当然のことながら「著作権」が生じます。この著作権を踏まえずに、他者による論文の一部または全部を、自分自身の研究成果のように使用することは、研究不正であり「盗用」または「窃盗」にあたります。
- 論文の盗用（窃盗）は、研究者として決して許されるものではありません。他者と自分の意見を十分区別して研究成果を発表することが重要です。他者の研究成果を論文で示す必要がある場合は、引用符を用いて著者を示すといった適切な方法でそれを「引用」することが必要となります。



## 4 研究倫理規程

- 以上のような研究倫理を持ったうえで、研究者（学生・教職員）が適切な研究を行っていくために、本学では「玉川大学研究倫理規程」を定めています。研究倫理規程前文では以下のようにうたわれています。

本大学は、全人教育の理念に立ち学術研究の信頼性と公正性を確保し、これに相応しい社会的責任を自覚して、社会から多くの信頼と尊敬を得られるよう努める。その実現の礎として本規程を定め、本大学の研究活動に携わる全ての者に係る倫理的な行動規範とする。

## 5 研究者の倫理および責務

- 研究者（学生・教職員）には、この規程の趣旨を十分理解し、遵守することが求められます。以下にとくに重要な遵守事項を挙げます（「玉川大学研究倫理規程」第9条より抜粋）。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国・地域の文化、伝統、価値観、規範等の理解に努め尊重し、また、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範、規約および条約、わが国の法令、告示等および学校法人玉川学園の諸規程等を遵守する。
- (4) 産学官連携による受託研究、共同研究活動にあっては、本大学利益相反規程に則り、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (5) 共同研究者、研究協力者、研究支援者が対等な人格であることを理解しあいに尊重しなければならない。特に大学院生、学部学生に対し、不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究活動および研究費の取扱いに係る不正行為が起きないよう指導しなくてはならない。
- (7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。
- (8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

## 6 資料・情報・データ等の利用および管理

- 研究者（学生・教職員）は、研究成果が再現できるよう、研究のために収集または生成した資料・情報・データ等の滅失・漏洩・改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければなりません。
- また、研究のために収集または生成した資料・情報・データ等を、一定期間保存・保管し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなくてはなりません。ただし、法令または本法人の規程等に保存期間の定めのある場合は期間の長い方に遵うものとします。

## 7 インフォームド・コンセント

- 人の行動・環境・心身等に関する個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者に対してその目的、収集方法等についてわかりやすく説明し、提供者の明確な同意を得なければなりません。組織、団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も同様です。

## 8 個人情報の保護

- プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人を特定できる資料・情報・データ等は、本法人の「個人情報保護マネジメントシステム文書」に従い管理しましょう。

## 9 機器、薬品、材料等の安全管理

- 研究実験において研究装置・機器等および薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本法人の関連規程および取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければなりません。

## 10 研究成果公表

- 研究成果を広く社会に還元するために、研究倫理に則り適切な方法によって公表することが求められます。公表には、

- (1) データや論拠の信頼性の確保
- (2) 「ねつ造」、「改ざん」、「盗用」を行わないこと
- (3) 引用なしに他者の研究成果を使用しないこと
- (4) 二重投稿や不適切なオーサーシップにあたる行為を行わないこと

が、きわめて重要です。

## 11 他者の研究成果の引用

- 他者の研究成果を引用する場合は、適切な表現をする心がけが必要です。不適切な引用、引用の不正確さ・不備、誇大な表現や誤解を招く表現などは、不正行為と見なされることを十分認識してください。
- 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得る必要があります。
- 研究成果の公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、各研究組織、研究分野、学会および学術誌等の固有の慣行やルールを十分尊重しましょう。